

生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルールについて

- 1 メール及びSNS等でのやりとりについて、以下のとおりとする。
 - (1) 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒に関わる場合に限ることとし、それ以外の私的なやりとりは一切行わない。
 - (2) 関係生徒全員に関わる教育活動であっても、保護者から誤解を受けることがないようにするとともに、その内容については、複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
 - (3) 教職員は、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を管理職に届けることとする。
 - (4) 教職員は、生徒からメール・SNS等での相談があった場合は、管理職に報告した上で、組織的に対応する。

（附則）この校内ルールは令和3年11月25日より実施する。